

選手派遣奨励金交付要綱

奈良市スポーツ少年団本部

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市スポーツ少年団本部（以下「ス少」という。）に加盟する団に所属する者が競技大会に派遣される場合に当該選手に対し予算の範囲内で奨励金を交付し、もって、当該選手の競技力の向上と奈良市におけるスポーツの水準の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 奨励金は、ス少に加盟する競技団体等に所属する者が次の各号のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

- (1) 奈良県の代表選手として選抜され、全国的競技大会に派遣される場合。
- (2) 奈良県の代表選手として選抜され、近畿的競技大会に派遣される場合。
- (3) 奈良県スポーツ少年団親善大会に派遣される場合。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表に定めるものとする。

ただし、個人参加が複数あり、団体派遣の額を超える場合は、団体派遣の金額を上限とし交付する。

(申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする派遣選手が所属する競技団体等は、あらかじめ選手派遣奨励金申請書（別記様式）に派遣される競技大会の開催要項及び選手の派遣を証明する書類（予選の結果等）を添えて本部長に提出しなければならない。（提出なき場合は、奨励金を交付しない。）

(交付の決定)

第5条 本部長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し適当と認めるときは奨励金の交付の決定を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 8年4月4日一部改正。

この要綱は、平成13年4月2日一部改正。

この要綱は、平成25年4月2日一部改正。

この要綱は、平成28年4月4日一部改正。

別 表（第3条関係）

区 分	個 人 派 遣	団 体 派 遣
第2条 第1号の場合	3,000円	10,000円
第2条 第2号の場合	2,000円	5,000円
第2条 第3号の場合	1,000円	3,000円